

平成 31 年度東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格の格付基準

平成 31 年 3 月 1 日
告示第 6 号

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成 15 年東かがわ市告示第 18 号）第 2 条第 3 項に規定する格付けは、次の表の工事種別の欄に掲げる工事について、東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格審査における総合点数算定要領（平成 19 年東かがわ市告示第 14 号）に規定する総合点数の区分に応じ、それぞれ同表の等級の欄に定める格付けとする。

工事種別		点数区分	等級
土木一式工事		1000 点以上	A
		800 点以上 999 点以下	B
		799 点以下	C
建築一式工事		800 点以上	A
		700 点以上 799 点以下	B
		699 点以下	C
舗装工事		800 点以上	A
		799 点以下	B
電気工事		800 点以上	A
		700 点以上 799 点以下	B
		699 点以下	C
管工事		800 点以上	A
		700 点以上 799 点以下	B
		699 点以下	C
その他工事	その他工事	800 点以上	A
		700 点以上 799 点以下	B
		699 点以下	C
	水道施設工事	850 点以上	A
		700 点以上 849 点以下	B
		699 点以下	C

その他の工事は、次の 23 業種とする。

大工工事、左官工事、とび、土木、コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期間)

- 2 この告示による格付の有効期間は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。